

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

| 市町村名 | 項目 | 事業名等 | 対象者・内容等 |
|------|----|-----------------|--|
| 曾於市 | 住宅 | 宅地分譲事業 | ★ 良好な住環境を提供するため、宅地分譲を実施しています。 ○大隅町坂元地区(残り7区画) ○大隅町南地区(残り9区画) 詳しくは、お問い合わせください。 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802 |
| 曾於市 | 住宅 | 定住促進事業 | ★ 曾於市住宅取得祝金支給 ○定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝いとして市が発行する商品券および現金を支給します。 1(基本の祝金等) 住宅を新築又は購入した者 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 2(転入者加算) 上記の対象者で、転入して1年以内の方に対し 商品券10万円分+現金10万円=計20万円分を加算 ※注)本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。 3(子ども加算) 上記1(基本の祝金等)と2(転入者加算)の両方の対象者であり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを有する場合、 子ども1人につき 商品券5万円分+現金5万円を加算 ただし、子ども加算は最大商品券10万円分+現金10万円までとする。 詳しくは、お問い合わせください。 6 問合せ先 曾於市役所 企画課 定住推進係 0986-76-8802 |
| 曾於市 | 住宅 | 市有地活用定住促進補助金 | ★ 市の所有する土地を購入し、住宅を建築する際に購入費用の一部を補助します。 ○補助対象者 平成28年4月1日以降に市の土地を購入し、土地譲渡契約後1年以内に住宅の所有権保存登記をしていること。また、購入した市有地に建設した住宅に居住していること。 ○補助金額 土地取得価格の10% (市外からの転入者:最高50万円) (市在住者:最高30万円) ○補助対象土地 末吉町上町地区分譲地・大隅町大隅北地区分譲地・大隅町大隅南地区分譲地 |
| 曾於市 | 住宅 | 住宅リフォーム促進事業補助 | ★ 市民が居住する住宅のリフォーム工事を、市内業者が行う場合、その経費の一部を補助する。 ○対象工事費 20万円以上 ○補助金額 対象工事費の10%(最高15万円) ○対象外工事 住宅設備品だけの経費、車庫の設置、既成テラスのみの工事、塀や門扉などの外構工事。 |
| 曾於市 | 住宅 | 空き家バンク登録住宅改修補助金 | ★ 空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費用の一部を補助します。 ○補助対象建物 市内に存在する空き家バンク制度に登録された空き家。 ○補助対象者 補助対象改修工事について、その他の制度による助成を受けていないこと。 リフォーム後3年間は、空き家の転売や処分を行わないこと。 ○対象工事 市内登録業者が行う20万円以上の工事 ○対象外工事 電化製品及び家具等の取付工事、塀や門扉等の外構工事 ○補助金額 対象工事費の30% (最高50万円) |
| 曾於市 | 住宅 | 浄化槽設置補助 | ★ し尿及び生活排水の浄化をすることにより、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。 この事業は、末吉地区及び大隅地区の全域が対象です。ただし、末吉地区内の公共下水道認可区域は対象外です。 ①浄化槽設置整備事業補助金 ・補助基本額 5人槽1基当たり332,000円 7人槽1基当たり414,000円 10人槽1基当たり548,000円 ②浄化槽設置推進助成金 一定額を超えた金額のうち、10万円を限度に助成 ③単独処理浄化槽からの転換に関する補助金 単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽の撤去にかかった費用(限度額9万円)及び配管費用(限度額30万円)に対し補助金を交付します。 ※財部地区全域を対象とする事業は、市が浄化槽の設置・整備や適正な維持管理を行い、住民に工事分担金や使用料を負担していただく事業です。 |